



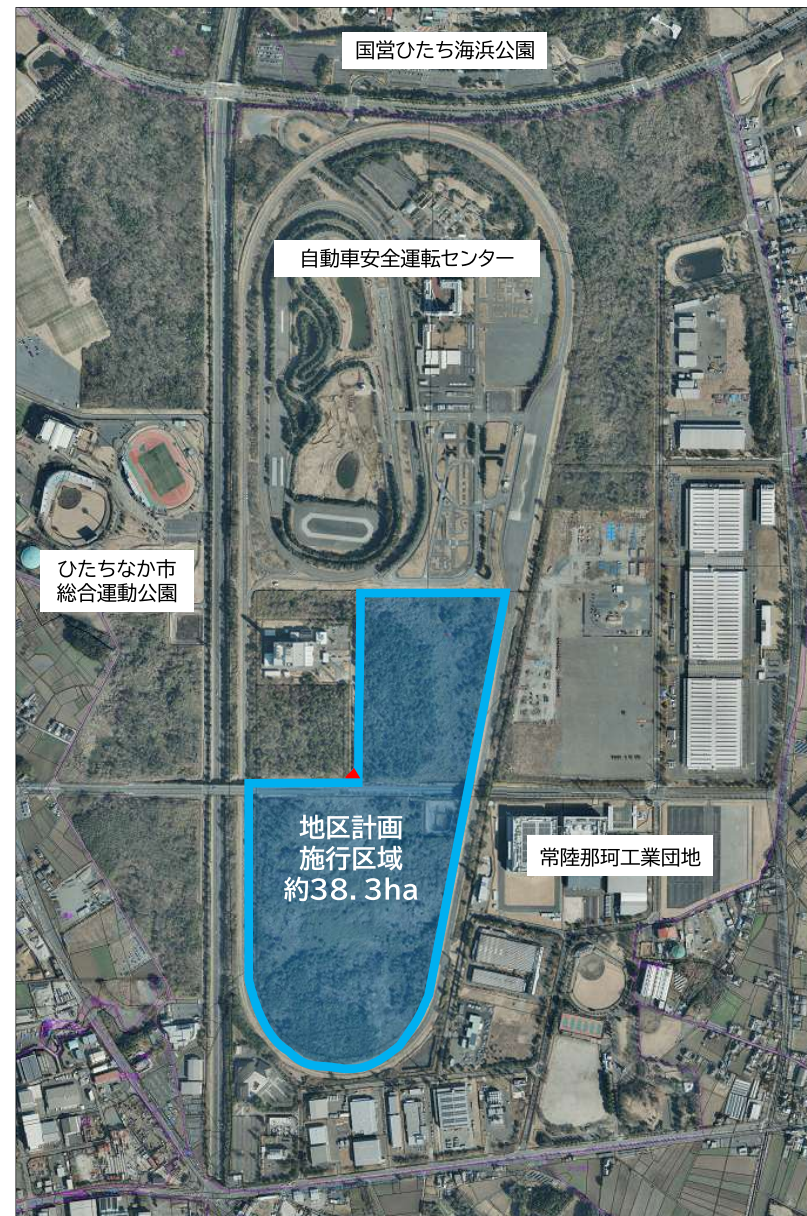
概要

- 工業団地造成事業及び用途地域(変更)の都市計画決定に伴い、平成29年9月に決定されたひたちなか地区南部地区地区計画の変更を行います。
- 変更項目は、用途地域の変更に伴う建築物の用途の制限及び土地の利用に関する事項、工業団地造成事業の決定に伴う面積の変更となります。

変更内容

		新	旧
面積		約38.3ha	約38.3ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。
		1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1. 住宅（兼用住宅を含む。）
		2. 畜舎	2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
		3. 店舗その他これらに類するもの（敷地内の事業者の利便の用に供するためのものを除く。）	3. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		4. カラオケボックスその他これに類するもの	4. 畜舎
		5. 公衆浴場	5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく風俗営業その他これらに類するもの
		6. 集会場	6. マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		7. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	7. 店舗、飲食店その他これらに類するもの（敷地内の事業者の利便の用に供するためのものを除く。）
		8. 自動車教習所	8. 劇場、映画館、演劇場若しくは観覧場、展示場又は遊技場その他これらに類するもの
	9. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の適用を受ける施設	9. カラオケボックスその他これに類するもの	
土地の利用に関する事項	廃棄物及び古物の保管に関する事項		10. 公衆浴場
			11. 集会場
			12. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
			13. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
			14. 自動車教習所
			15. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の適用を受ける施設
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物、古物営業法第2条第1項に規定する古物及びこれに類するものについては、周辺環境及び景観の保全を図るため屋内に保管しなければならない。

位置図



※工業団地内の道路整備に伴い面積が約140m2増加する計画となっておりますが、ヘクタール表記のため記載上は変更ありません。

※建築物等の用途の制限につきまして内容は変わりませんが、文言の表現に修正がある場合があります。